

# 町名町界変更資料

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画))

都市計画事業上烏羽南部地区土地区画整理事業)

京 都 市 建 設 局

# 目 次

1	土地区画整理事業と町名町界の変更	1
2	施行地区内の町名町界変更（案）	1
3	変更案の考え方	2
4	町名町界変更（案）の作成経過	3
5	今後の予定	4
 (参考)		
1	上烏羽南部地区土地区画整理事業の概要	5
2	町名の由来	5
	【関係法令】	8

## <添付文書>

- 【別紙1】 上烏羽南部地区土地区画整理事業 町名町界変更図（案）
- 【別紙2】 上烏羽南部地区土地区画整理事業の完了（換地処分）に伴う町名町界地番の変更に対する意見募集の結果について（令和2年10月14日公表）
- 【別紙3】 上烏羽南部地区土地区画整理事業の完了（換地処分）に伴う町名町界地番変更に係る一般的な御質問に対する回答（令和2年9月23日公表）

**京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業  
上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分に伴う町名町界変更について**

令和4年度に予定している京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業（以下「上鳥羽南部地区土地区画整理事業」という。）の換地処分に合わせて、以下のとおり町名町界を変更する。

**1 土地区画整理事業と町名町界の変更**

土地区画整理事業によって、新たに道路や公園等を整備し土地の形状を整えたことにより、現状の町界線が実態に合わなくなっている。

そのため、土地区画整理事業の換地処分に合わせて、事業により整備した道路等に基づき町界線を引き直す「町名町界の変更」を行うことが必要となる。

**2 施行地区内の町名町界変更（案）【別紙1参照】**

下線は、変更箇所を示す。

u003c/divu003e

行政区	現在の町	変更後の町	備考	
南 区	吉祥院長田町	吉祥院長田町 <u>吉祥院嶋野間詰町</u>	吉祥院長田町の一部を吉祥院嶋野間詰町（施行地区外）へ編入	
	吉祥院石原東之口	吉祥院石原東之口 <u>町</u> <u>吉祥院石原町</u>	「町」を付し、吉祥院石原東之口の一部を吉祥院石原町（施行地区外）へ編入	
	吉祥院石原南	吉祥院石原南 <u>町</u>	「町」を付し、吉祥院石原南町（施行地区外）へ編入	
	<u>上鳥羽花名</u>	—	廃止（狭小のため、上鳥羽鴨田町及び上鳥羽城ヶ前町へ編入）	
	上鳥羽町田	上鳥羽町田 <u>町</u>	「町」を付す。	
	<u>上鳥羽塔ノ本</u>	—	廃止（狭小のため、上鳥羽藁田町及び竹田向代町川町へ編入）	
	上鳥羽藁田	上鳥羽藁田 <u>町</u>	「町」を付す。	
	上鳥羽鴨田	上鳥羽鴨田 <u>町</u>	”	
	上鳥羽城ヶ前町	上鳥羽城ヶ前町		
	上鳥羽岩ノ本町	上鳥羽岩ノ本町		南北に長く面積が広大なため、3つに分割
		<u>上鳥羽北岩ノ本町</u>		新設（「北」を付す。）
		<u>上鳥羽南岩ノ本町</u>		新設（「南」を付す。）
	上鳥羽大溝	上鳥羽大溝 <u>町</u>	「町」を付す。	

1

行政区	現在の町	変更後の町	備考
南 区	上鳥羽石橋町	上鳥羽石橋町	
	上鳥羽卯ノ花	上鳥羽卯ノ花町	「町」を付す。
	上鳥羽中河原	上鳥羽中河原町	〃
	上鳥羽麻ノ本	上鳥羽麻ノ本町	〃
	上鳥羽奈須野町	上鳥羽奈須野町	
	上鳥羽火打形町	上鳥羽火打形町	
	上鳥羽南村山町	上鳥羽南村山町	昭和47年に町名地番変更済
	上鳥羽鍋ヶ淵町	上鳥羽鍋ヶ淵町	
	上鳥羽八王神町	上鳥羽八王神町	
	上鳥羽西浦町	上鳥羽西浦町	
	上鳥羽清井町	上鳥羽清井町	
	上鳥羽金仏	上鳥羽金仏町	「町」を付す。
	上鳥羽馬廻	上鳥羽馬廻町	〃
	上鳥羽山ノ本町	上鳥羽山ノ本町	
	上鳥羽戒光	上鳥羽南戒光町	「南」及び「町」を付す。
	上鳥羽川端町	上鳥羽川端町	
	上鳥羽塔ノ森東向町	上鳥羽塔ノ森東向町	
	上鳥羽塔ノ森柴東町	上鳥羽塔ノ森柴東町	
	上鳥羽塔ノ森梅ノ木	—	施行地区内の上鳥羽塔ノ森梅ノ木を上鳥羽塔ノ森柴東町へ編入
	上鳥羽塔ノ森洲崎町	上鳥羽塔ノ森洲崎町	
伏見区	竹田向代町	竹田向代町	
	竹田向代町川町	竹田向代町川町	
	竹田流池町	竹田流池町	

※ 施行地区内の小学校区

祥栄小学校（吉祥院），上鳥羽小学校（上鳥羽），竹田小学校（竹田）

### 3 変更案の考え方

京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱（昭和49年10月21日市長決定）に基づき、以下の考え方により作成している。

#### (1) 町名町界変更の区域

上鳥羽南部地区土地区画整理事業の施行地区内を基本とするが、現地の状況から隣接する鳥羽水環境保全センターの敷地の一部及び道路部分の一部を含む。

#### (2) 町の名称

町の名称は、従来の名称を尊重することを基本とし、町を分割する場合は、従来の名称に

東西南北のいずれかを付ける。

### (3) 町の形状

町の形状は、町の境界が複雑とならず、かつ、飛び地が生じないように、おおむね四角形の団地で形成する。

### (4) 町の境界と境界線

町の境界は、将来にわたって変更されることのない、道路や水路等の恒久的な施設をもって定める。この場合において、町界が東西線の場合は南側、南北線の場合は東側の各々側線を原則とする。

## 4 町名町界変更（案）の作成経過

### (1) 周知及び意見募集

町名町界変更案について、令和2年7月に全戸配付を行い、1箇月間、意見募集を行った結果121件の意見があった。【別紙2参照】

<周知及び意見募集経過>

○ 令和2年7月

第1回周知チラシの全戸配付

○ 令和2年7月27日～8月31日

町名町界変更（原案）に対する意見募集

○ 令和2年10月25日

上鳥羽学区の町内会長を対象とした説明会の開催

<主な質問>

- ・ 吉祥院と上鳥羽の町界線の変更に伴い、上鳥羽学区の範囲が減少する箇所の戸数や通学区域に関する事。
- ・ 住所変更に伴う手続きや費用の負担に関する事。

○ 令和3年1月

第2回周知チラシの全戸配付

※ 御意見を踏まえて修正した町名町界変更（案）の周知

### (2) 御意見への対応

○ 御意見や御質問に対する回答等の公表

御質問への回答をホームページに掲載するとともに、主なものについては、第2回周知チラシにも掲載し周知した。【別紙3参照】

○ 町の境界や読み方に対する御意見

町の境界や読み方に対して修正を求める意見のあった上鳥羽卯ノ花及び上鳥羽中河原の一部、上鳥羽町田で再度意見募集を行った。

<対応結果>

- ・ 上鳥羽卯ノ花の南側の地域については、従前地が上鳥羽火打形町であった土地がまとまって仮換地されていることから、町の境界について、一部変更した。
- ・ 上鳥羽町田（かみとばちょうだ）の末尾に「町」を付した読み方については、上鳥

羽町田町（かみとばちょうだまち）とした。

## 5 今後の予定

- 令和3年9月  
市会への関係議案の提出
  - ・ 町の設置及び町の区域の変更について（建設局）
  - ・ 京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例の制定について（文化市民局）
- 令和4年6月  
町名地番変更通知及び住所変更手続に関する案内の送付
- 令和4年8月  
換地処分の公告，町名町界変更の告示

## (参考)

### 1 上鳥羽南部地区土地区画整理事業の概要

事業の名称	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業	
施行者の名称	京都市	
施行位置	J R 京都駅から南へ約 3 k m の桂川と鴨川の合流地点に位置しており，地区の中央を国道 1 号が，地区の東部を油小路通が縦貫している。	
施行面積	1 5 1 ヘクタール	
総事業費	1 9 4 億 8, 9 0 0 万円	
施行地区内筆数	施行前	施行後
	約 2, 8 9 0 筆	約 3, 3 0 0 筆
事業経過	都市計画決定の告示	昭和 4 6 年 1 2 月 2 8 日
	事業計画決定の公告	昭和 4 7 年 3 月 2 4 日
	換地処分公告（予定）	令和 4 年 8 月

### 2 町名の由来

#### (1) 吉祥院地区（旧吉祥院村）

村名は，菅原氏の氏寺として造営された吉祥院に由来するものと思われる。この地域は石原郷に属し，長岡遷都に際して菅原氏の領地になったという。やがて氏寺として吉祥院を建立，その後，菅原道真の霊を奉祀した天神堂が建てられ，吉祥院天満宮として多くの崇敬を集めた。

#### ア 吉祥院長田町

もとは吉祥院村吉祥院字長田。昭和 6 年から現在の町名となる。

#### イ 吉祥院石原東之口

もとは吉祥院村石嶋字東之口。昭和 6 年から現在の町名となる。

#### ウ 吉祥院石原町

もとは吉祥院村石嶋字石原。昭和 6 年から現在の町名となる。

#### エ 吉祥院石原南

もとは吉祥院村石嶋字南。昭和 6 年から現在の町名となる。

#### オ 吉祥院石原南町

もとは吉祥院石原南の一部。昭和 4 4 年吉祥院石原地区の土地区画整理事業により現在の町名となる。

#### カ 吉祥院嶋野間詰町

もとは吉祥院村吉祥院字野間詰。昭和 6 年から現在の町名となる。

#### (2) 上鳥羽地区（旧上鳥羽村）

この地は，下鳥羽村をも含めて，古代の鳥羽郷に属して西国交通の拠点，京都の外港とし

て機能した鳥羽津及び朱雀大路に連なる作道を核に、水陸交通の結節点として要衝の地であった。

ア 上鳥羽花名

もとは上鳥羽村上鳥羽字花名。昭和6年から現在の町名となる。

イ 上鳥羽町田

もとは上鳥羽村上鳥羽字町田。昭和6年から現在の町名となる。

ウ 上鳥羽塔ノ本

もとは上鳥羽村上鳥羽字塔ノ本。昭和6年から現在の町名となる。

エ 上鳥羽藁田

もとは上鳥羽村上鳥羽字藁田。昭和6年から現在の町名となる。

オ 上鳥羽鴨田

もとは上鳥羽村上鳥羽字鴨田。昭和6年から現在の町名となる。

カ 上鳥羽城ヶ前町

もとは上鳥羽村上鳥羽字城ヶ前。昭和6年から現在の町名となる。

キ 上鳥羽岩ノ本町

もとは上鳥羽村上鳥羽字岩ノ本。昭和6年から現在の町名となる。

ク 上鳥羽大溝

もとは上鳥羽村上鳥羽字大溝。昭和6年から現在の町名となる。

ケ 上鳥羽石橋町

もとは上鳥羽村上鳥羽字石橋。昭和6年から現在の町名となる。

コ 上鳥羽卯ノ花

もとは上鳥羽村上鳥羽字卯ノ花。昭和6年から現在の町名となる。

サ 上鳥羽中河原

もとは上鳥羽村上鳥羽字中河原。昭和6年から現在の町名となる。

シ 上鳥羽麻ノ本

もとは上鳥羽村上鳥羽字麻ノ本。昭和6年から現在の町名となる。

ス 上鳥羽奈須野町

もとは上鳥羽村上鳥羽字奈須野。昭和6年から現在の町名となる。

セ 上鳥羽火打形町

もとは上鳥羽村上鳥羽字火打形。昭和6年から現在の町名となる。

ソ 上鳥羽南村山町

もとは上鳥羽村山町。昭和47年上鳥羽地区土地区画整理事業により現在の町名となる。

タ 上鳥羽鍋ヶ淵町

もとは上鳥羽村上鳥羽字鍋ヶ淵。昭和6年から現在の町名となる。

チ 上鳥羽八王神町

もとは上鳥羽村上鳥羽字八王神。昭和6年から現在の町名となる。

ツ 上鳥羽西浦町

もとは上鳥羽村上鳥羽字西浦。昭和6年から現在の町名となる。



テ 上鳥羽清井町

もとは上鳥羽村上鳥羽字柳ノ内。昭和6年から現在の町名となる。

ト 上鳥羽金仏

もとは上鳥羽村上鳥羽字金仏。昭和6年から現在の町名となる。

ハ 上鳥羽馬廻

もとは上鳥羽村上鳥羽字馬廻。昭和6年から現在の町名となる。

ヒ 上鳥羽山ノ本町

もとは上鳥羽村上鳥羽字山ノ本。昭和6年から現在の町名となる。

フ 上鳥羽戒光

もとは上鳥羽村上鳥羽字戒光。昭和6年から現在の町名となる。

ヘ 上鳥羽川端町

もとは上鳥羽村上鳥羽字川端。昭和6年から現在の町名となる。

(3) 上鳥羽塔ノ森（旧塔ノ森村）

この地は、古代の鳥羽郷に属して、紀伊郡条里の上津田里・下津田里・石蓮里などに相当し、佐比河原の北辺に形成された集落で、古くは庶民の葬送の地としてあり、その墓塔が乱立していたことから「塔ノ森」という地名が生まれたと言われる。

ア 上鳥羽塔ノ森東向町

もとは上鳥羽村塔ノ森字東向。昭和6年から現在の町名となる。

イ 上鳥羽塔ノ森柴東町

もとは上鳥羽村塔ノ森字柴東。昭和6年から現在の町名となる。

ウ 上鳥羽塔ノ森梅ノ木

もとは上鳥羽村塔ノ森字梅ノ木。昭和6年から現在の町名となる。

エ 上鳥羽塔ノ森洲崎町

もとは上鳥羽村塔ノ森字洲崎。昭和6年から現在の町名となる。

(4) 竹田地区（旧竹田村）

古代における紀伊郡の条里である竹田里で、地名もこの里に由来する。

ア 竹田向代町

もとは竹田村字向代。昭和6年から現在の町名となる。鴨川左岸を内代といい、対して右岸を向田と言っていたが、里人が訛称して「むかいだい」と言ったところから田が代と誤られ、現在の名称となったと言われる。

イ 竹田向代町川町

もとは竹田村字向代町川。昭和6年から現在の町名となる。

ウ 竹田流池町

もとは竹田村字流池。昭和6年から現在の町名となる。

※ 参考文献

- 角川日本地名大辞典 26 「京都府 上巻 総説・地名編」 竹内理三編 角川書店
- 日本歴史地名体系 27 「京都市の地名」 林家辰三郎, 村井康彦, 森谷尅久編 平凡社
- 京都市・市町村編入の町名総覧 大野政男編
- 「京都の地名由来辞典」 源城政好・下坂守編 東京堂出版

**【 関 係 法 令 】**

地方自治法（抄）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 （略）

地方自治法施行令（抄）

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分で、（略）土地区画整理法による土地区画整理事業（略）の施行地区についてするものの効力は、（略）土地区画整理法第103条第4項（略）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地区画整理法（抄）

（換地処分）

第103条

（前略）

4 （略）都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合（略）においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区域内の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしなければならない。

## 京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱

昭和49年10月21日市長決定

### (趣旨)

第1 この要綱は、本市区域内において施行する土地区画整理事業の施行地区（以下「施行地区」という。）内における町名町界および地番の整理（以下「整理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (整理区域)

第2 整理の対象となる区域は、施行地区内とするものとする。ただし、現地の状況により一部施行地区外におよぶことがある。

### (町の形状)

第3 町の形状は、境界が複雑とならず、かつ飛び地が生じないよう簡明な境界線をもって区画されたおおむね四角形の一团をもって形成するものとする。

### (町の大きさ)

第4 町の大きさは、用途地域および町の性格、並びに通学区域、将来の発展性等を考慮して定めるものとする。この場合において標準となる町の大きさは、別表に掲げるところによるものとする。

### (町割りの方式)

第5 町割りの方式は、街区方式によるものとする。

ただし、現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方式によることができるものとする。

2 前項中「街区方式」とは、いくつかの街区をもって組織する町割方式であり、町界は道路河川等恒久的施設によるものをいう。

### (町の境界)

第6 町の境界は、道路、河川、水路、鉄道等（以下「公共施設等」という。）恒久的な施設をもって定めるものとする。ただし、現地の状況により、これにより難しい場合においては、筆界線等をもって定めることができるものとする。

この場合においては、将来においても町界が不明瞭とならないものを用いるものとする。

(町の境界線)

第7 町の境界線は、公共施設等の側線をもって定めるものとする。

この場合において、町界が東西線の場合は、南側、南北線の場合は東側の各々側線とするものとし、地区界線が公共施設等の北側および西側に設けられているなど現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方法により定めることができるものとする。

(町の名称)

第8 町の名称は、従来の名称を尊重することを基本とし、次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 歴史上由緒ある名称、親しみ深い名称およびわかりやすい名称を用いる。
- 2 市内で同じ名称およびこれに類似したまぎらわしい名称または読みにくい名称は、原則として用いない。
- 3 従来の町を分割する場合においては、従来の名称に東西南北等の字を冠して用いる。
- 4 整理区画内の住民およびその他の関係者から意見要望等を充分聴聞する。

(地番)

第9 地番の設定については、不動産登記法第79条により管轄登記所が定められることとされているが、地番の整理は、原則として次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 地番区域は1個町を単位とする。
- 2 地番区域毎に起番し、土地1筆毎に地番を付するものとし、原則として支番は用いない。
- 3 地番の起点は、町の西北隅とし、各街区の西北隅より右まわりで設定し、地番が連続するよう考慮する。
- 4 公道、河川、公有水路等については、宅地の地番とまぎらわしくないよう3桁の地番に支番を付して用いる。例えば、地番区域の最終地番が120番となっている場合には121番以降を欠番とし、公道を200番、公有水路を300番と定め、各々の地番に支番を付して用いるものとする。

(別表)

地域別	面積 (㎡)	筆数
商業を主とする地域	25,000	250筆
住居を主とする地域	30,000	200筆
工業を主とする地域	50,000	100筆

附 則

(施行期日)

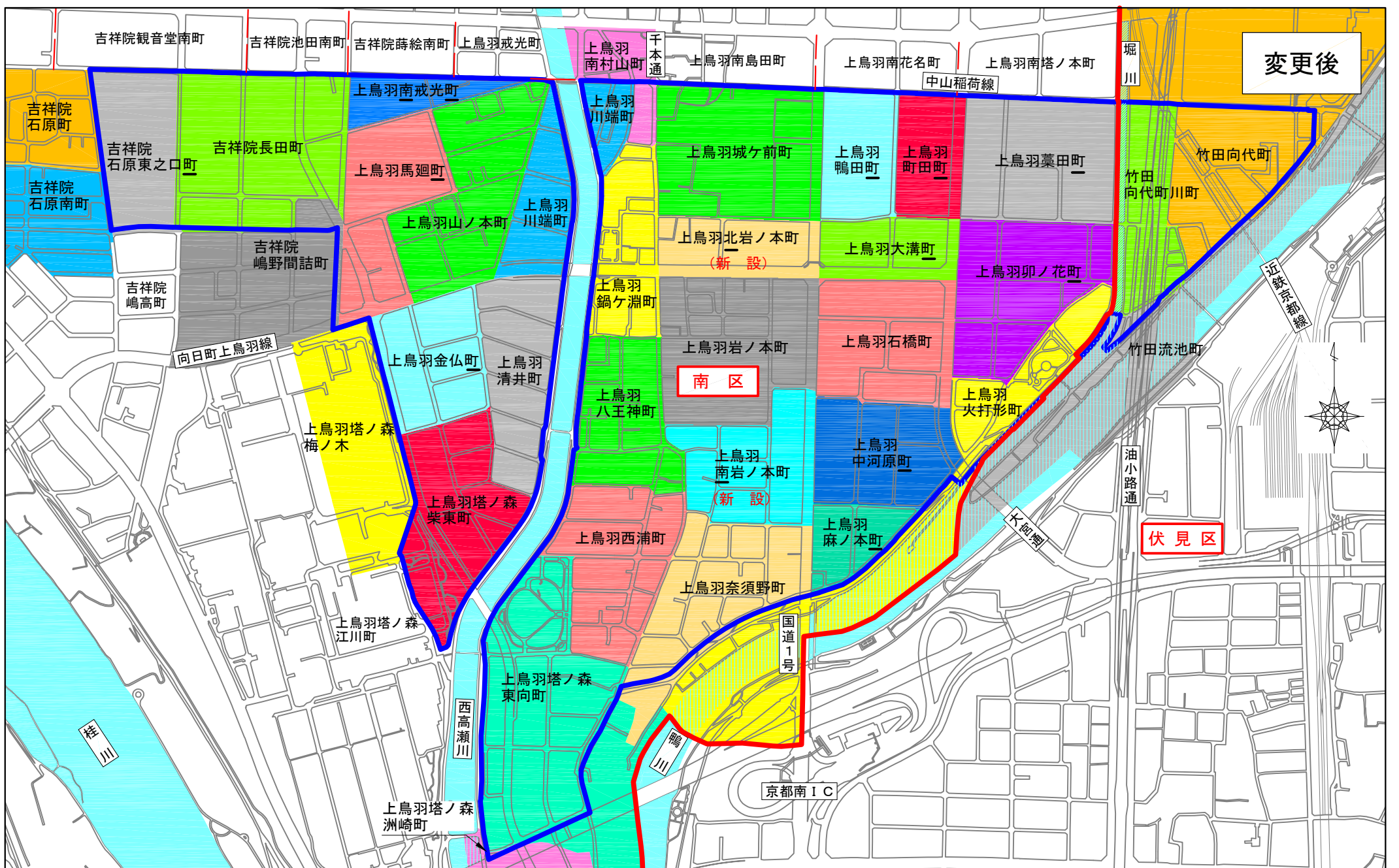
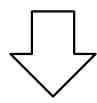
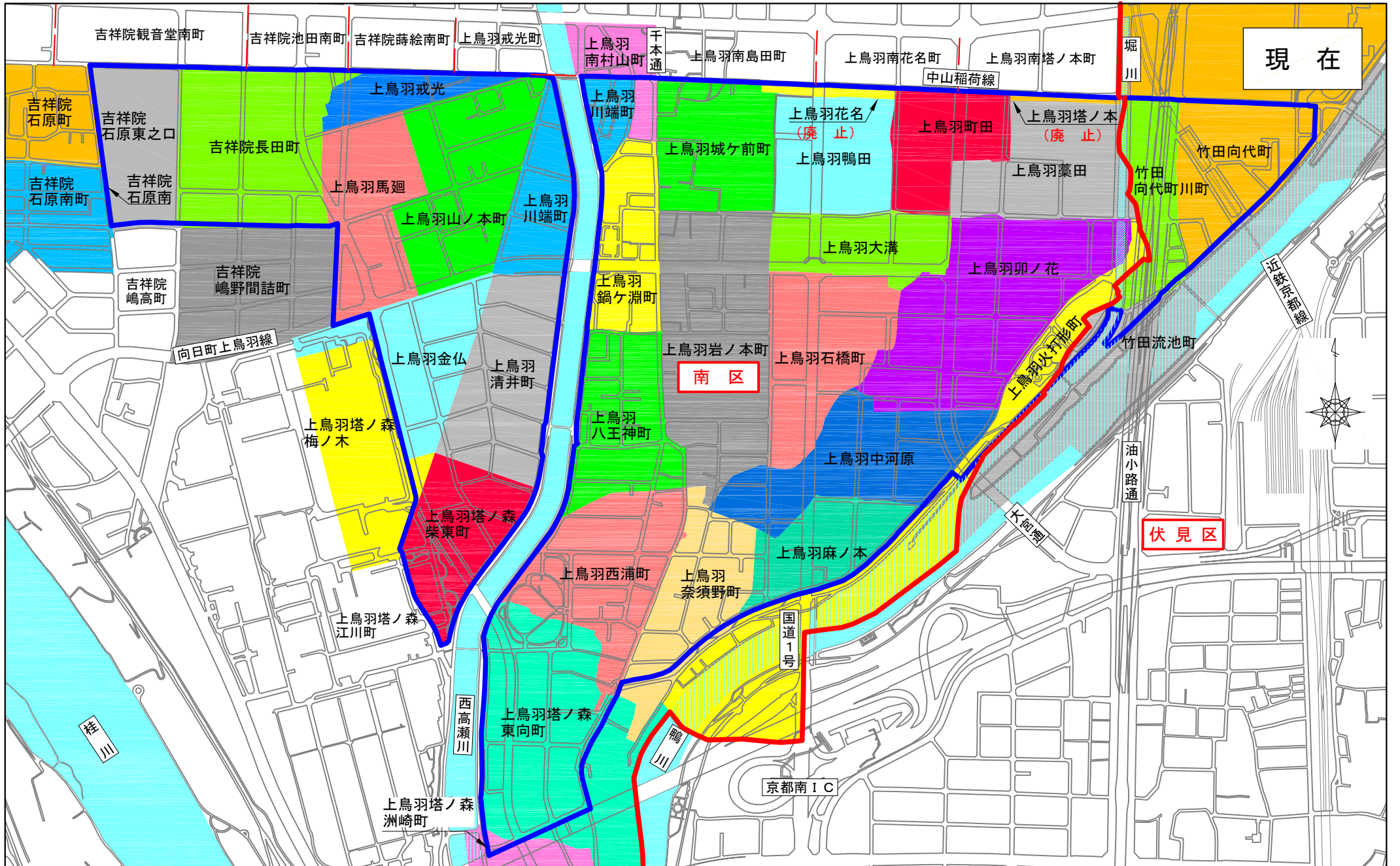
- 1 この要綱は昭和49年10月21日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 京都市土地区画整理地域内における町名町番整理要綱は廃止する。

# 上鳥羽南部地区土地区画整理事業 町名町界変更図 (案)

※青太枠は本事業の施行地区を表している。  
※赤太線は南区と伏見区の行政区界を表している。



## 上鳥羽南部地区土地区画整理事業の完了（換地処分）に伴う 町名町界地番の変更に対する意見募集の結果について

上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分に併せて、町名町界地番の変更を行う必要があることから、変更案について意見募集を行いました。この度、皆様からいただいた御意見、御要望の結果がまとまりましたのでお知らせします。

### 1 意見募集結果の概要

(1) 募集期間 令和2年7月27日（月）～8月31日（月）

(2) 御意見数 121件

(回答方法の内訳：郵送 84件、電話 25件、FAX 9件、メール 3件)

#### 御意見の種類

意見の種類	意見数
(A)変更案に同意及び特に意見なし	37
(B)その他の意見について	53
(C)問合せに関すること	31

#### 配付件数

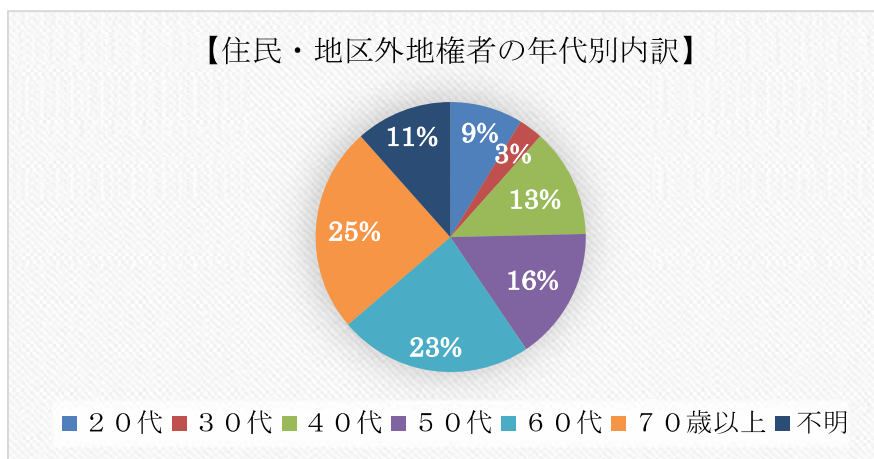
意見者	配付件数
住民・法人	2,693
地区外地権者	676
計	3,369

#### 御意見の内容

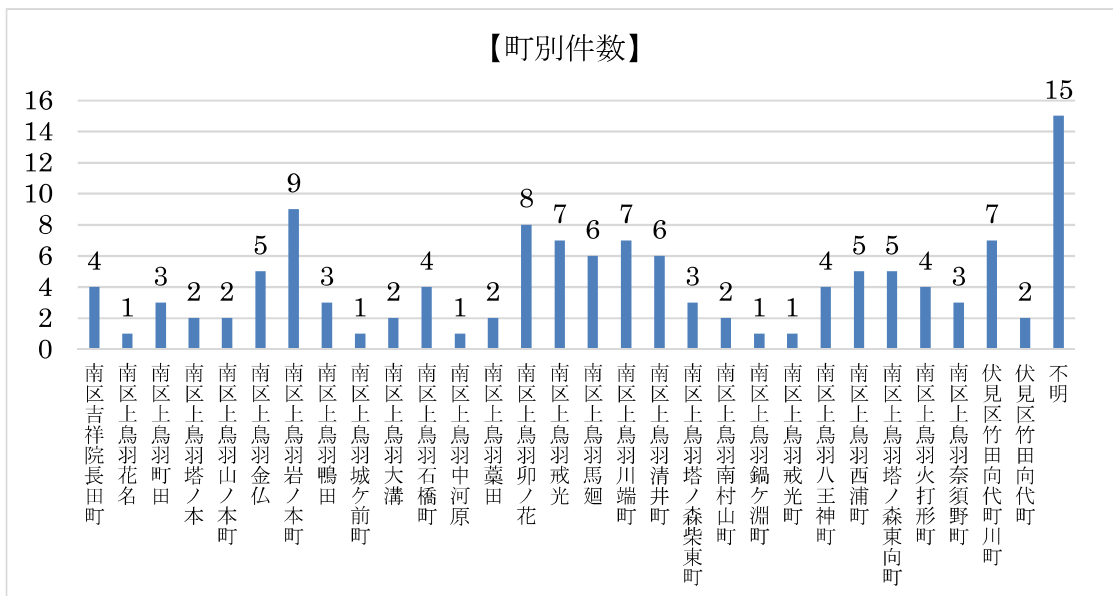
意見の種類	主な内容（抜粋）
(A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> <li>・案に同意する。</li> </ul>
(B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なしを希望する（手続きが煩雑、費用の負担がかかるため等）。</li> <li>・上鳥羽卯ノ花の一部の地域について、「火打形町」で登記しておられる所が多いので変更後の町名は上鳥羽火打形町として欲しい。</li> <li>・「上鳥羽町田町」という表記は分かりにくい。</li> <li>・「町田」を「ちょうだ」と読めない方が多数なので「まちだ」と改めてはどうか。</li> <li>・南村山町について中山稻荷線以南を南町南、以北を南町北と称しているので町名変更にて鍋ヶ淵町に変更してもらいたい。</li> </ul>
(C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地番は変わるのか。</li> <li>・必要な手続きについて教えてほしい。</li> <li>・変更に伴う費用の援助はあるのか。</li> <li>・スケジュールが確定するのはいつか。</li> </ul>

(3) 御意見をいただいた方の属性 (※御記入いただいた方のみ)

ア 意見者の年代 (※意見者が「法人」「不明」を除く)

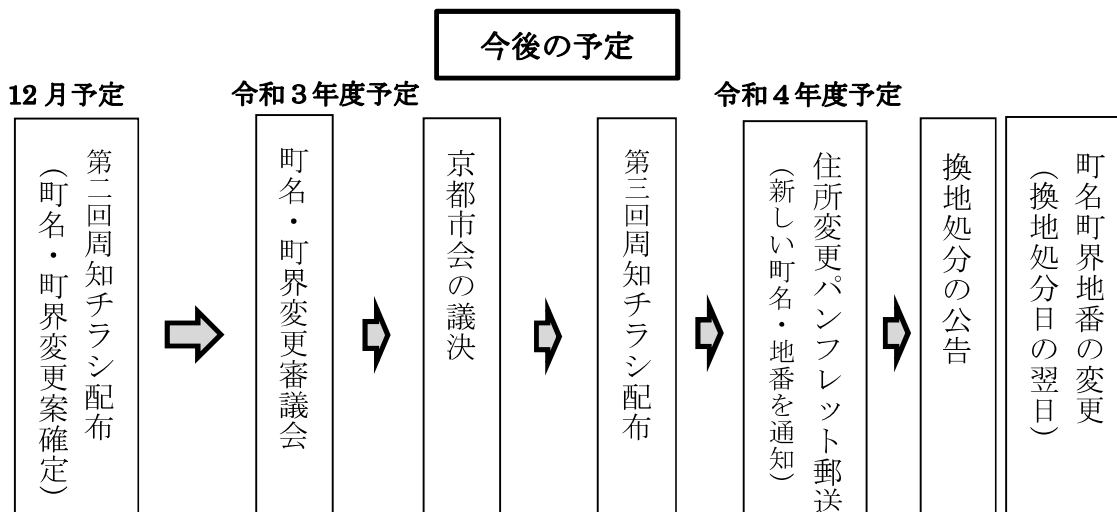


イ 意見者の住所 (所在地) ※施行地区内隣接町である南区上鳥羽戒光町からの意見を「1」含む



## 2 今後の進め方

いただいた御意見につきましては、十分に検討させていただくとともに、具体的な町名町界変更に関する意見につきましては地元の方々と対応方法を協議してまいります。また、その他の様々な御意見に対しましては、京都市情報館に回答を掲載しております。



御意見一覧

【変更案に同意及び特に意見なし】 ※重複している意見及び個人の特定につながる意見は省略しております。

1	特にありません。
2	町名町界変更と同時に番地の整理もお願いします。
3	特にないですが地名が多すぎてややこしいので上鳥羽〇丁目とかで良いのではないですか。
4	所有地名に変更が生じないように思われるので特に意見はありません。
5	町名変更については影響がない場所なので特に意見はありません。
6	分かりやすくて良い。
7	案通りで良いです。
8	町名に関してこだわりはありません。行政にお任せします。
9	区画を整理いただくことに関しましては意見はございませんが、関わる町内会や学校関係等にも通知と新町界での運営の呼びかけを行って欲しいと思います。住民の後の不満や疑問を先に対処いただきたいと考えます。
10	意見をするほどのことはありません。異議ありませんので計画通りに進めてください。
11	大いに結構なことだと存じております。そのまま事業を進めていただけたらと思います。
12	区画整理について登録している住所名変更のため、前もって新しい住所を連絡してもらえば、特に問題ございません。
13	<p>1. 町名町界変更については、今までの経緯より、仕方なしと考えます。</p> <p>2. 町名番地変更に伴い、行政書類等を変更する必要があると考え、以下の要望があります。</p> <p>2-1. 町名番地変更に伴い変更しなければならない行政書類の全項目のリストを提示してほしい。 (例として、登記簿、住民票、免許証、等々)</p> <p>2-2. 町名番地を変更に伴い変更しなければならない書類は、行政が変更してくれるのか 又は、個人が変更手続きをしなければならないのか、もし、個人が変更しなければならないのであれば、土日を含む特別対応窓口を開設してほしい。また、費用はどうなるのか。</p> <p>2-3. 郵便物は、旧住所でも届くのか。</p> <p>2-4. 銀行口座、会社等への住所変更のための証明書類は、発行してもらえるのか。</p>
14	いつかしなければならなかったと思いますから、準備ができれば実施されれば良いと思います。



15	それで良いと思いますが、当方法人のため、名刺他全て（封筒、納品書、請求書等印刷物全て）がやり直す必要があります。できる限り遅く、2～3年後を希望します。
16	立ち合いもしましたので早く決定してください。
17	<p>町名町界変更（案）そのものについては問題なく考えています。引き続きよろしくお願いたします。但し、以下の3点につきまして質問させてください。</p> <p>1 この度の変更に関する土地の登記は京都市建設局で行って頂けると理解しています。その際の手続き費用は個人負担無しと理解して大丈夫でしょうか。そして、変更後の不動産の登記識別情報は送付いただけるのでしょうか。いつまでに送付していただけるのでしょうか。</p> <p>2 町名町界変更の結果、町名及び番地の変更が発生すると理解しました。</p> <p>〈確認1〉</p> <p>賃貸契約書の町名番地の変更は読み替え可能として、新しく契約書作成などの作業は行わなくて良いのでしょうか。実施する場合の費用負担はどのようになりますか。</p> <p>〈確認2〉</p> <p>会社の登記情報及び車の車庫証明についても再提出も不要でしょうか。実施する場合の費用負担はどのようになりますか。</p> <p>〈確認3〉</p> <p>郵便物は住所読み替え可能で現状通り送付していただけるのでしょうか。現在、郵便物は住所違いだと配達してもらえなくなっています。</p> <p>〈確認4〉</p> <p>電気・ガス・水道などの住所情報の変更は個人で必要でしょうか。</p> <p>3 上記回答がホームページで行われるとありますが、回答はいつまでの期限が書かれていません。いつまでに回答いただけるのでしょうか。同時に内容が納得できない場合はどのような方法が可能なのでしょうか。教えてください。</p>
18	特になし。読みやすい、伝えやすいものがいいです。
19	良いと思います。
20	当方所有の土地において町界変更はほぼない。町名についても町がつくだけなので妥当だと思います。

【その他の意見について】※重複している意見及び個人の特定につながる意見は省略しております。

1	手続きが面倒なので番地は変えてほしくない。
2	町名は現在のままで絶対に変更しないでください。
3	町名変更による取引先への通知やゴム印・封筒等備品の住所変更など膨大な作業を要する為、町名の変更は避けていただきたいです。
4	会社の所在地は伏見区竹田を使用している。(南区上鳥羽地区内にある飛び換地) 伏見区竹田に愛着があるため、換地処分後もそのまま使用したいができるのか。最終の地番はいつ分かるのか。
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卯ノ花から石橋町に町名が変更になるが、卯ノ花のままにして欲しい。</li> <li>・町名地番変更通知書について早く送付して欲しい。</li> </ul>
6	変更なしを希望します。
7	新町名が上鳥羽塔ノ本から藁田町になる店(法人)であるが、住所変更に伴う費用負担や作業負担が大きい。コロナで経営が難しい時にこのような町名変更は勘弁してほしい。また、変更後の藁田は読めない人も多いし、書きにくい。塔ノ本のままでお願いしたいし、変更するのであれば、費用負担をお願いしたい。
8	新しい区画がわかりにくい。長年、上鳥羽という住所で来たのにこのラインの区切りを見ると吉祥院に変わってしまう。それは絶対に嫌です。どうしてもというのなら引越し費用を負担して欲しい。
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行地区内に所有している土地の変更後の住所について聞きたいのと、筆が分かれぬか確認して欲しい。</li> <li>・手続きが煩雑なので地番を含めて、住所を変えないで欲しい。</li> <li>・住所変更に伴い、土地の登記手続きについて所有者の住所についても職権でして欲しい。できない場合は代理でできるかどうか教えて欲しい。</li> </ul>
10	地番が変わることに伴う作業・費用負担の観点から町名が変わらない地域については地番の変更を避けるべきではないか。
11	「上鳥羽町田町」という表記は分かりにくくお客様にご案内する際も伝わりにくいように思うので「町」を付ける意味がないように思う。町名変更の必要性がないと思うので再考願いたい。
12	上鳥羽戒光→上鳥羽南戒光町 区画は変更ないのに町名のみ変更されるのはなぜですか。変更しないで欲しい。

1 3	飛び地となっており、周辺の町名と違う町名となっているが、それはそのままでしょうか。引っ越しするわけでもないのに住所は変更したくないです。「町」と付くだけのようですが町名変更になったことを様々なところに届出なければなりません。友人、知人、カード会社や所属団体等、どれだけの手間がかかることでしょうか。住所変更することにより変な勘ぐりをされることもあります。町名変更は絶対に反対です。
1 4	本社所在地の住所が変わることに伴う各種届出や広告・名刺等の変更対応はどうなりますか。また、変更作業に伴う補償はありますか。変更を勝手にされては困ります。
1 5	弊社は上鳥羽ですが今回の案では「南」と付くようです。現住所で多くの印刷物を所有しておりますのでそれらを全て廃棄しなければならず、大変困るので変更反対です。
1 6	当社は上鳥羽に本社がある法人ですが町名・地番の変更が行われると国内の住所変更手続きだけでなく、海外における住所変更手続きもあり、例えば各国ごとに行っている商標登録の住所変更手続き等はかなりの数があり、多額の費用も発生します。区画整理の必要性は理解できるが全ての町名・地番まで変更する必要があるのか疑問に感じます。
1 7	決定でなければ、不便ですので反対です。住所の漢字が難しくなること、住所変更の手続きが面倒な事、会社の住所変更になるため、いろいろなコストがかかる点など。それに今、このコロナの時期にする意味があるのでしょうか。
1 8	町名変更の際し、町名・番地が変わり、その手続きは役所の方でやってもらえるのか。そうでなければ現在のままで良い。何の不自由もない。
1 9	法人なので突然の町名変更は困る。変更することによって、大変な経費と手間がかかる。役所、銀行、印刷物、法人書類、警察署、古物、陸運局、取引先等全て変更することは容易ではない。係る費用を全て負担することは困難。このコロナ不況の中で実行されることはやめてほしい。
2 0	会社法人で登記しているのでやめていただきたい。全部やりかえとなると時間と費用がかかります。全部見てもらえるのでしょうか。コロナの大変な時にもっとやることがあるのでは。
2 1	まずは今更と感じております。会社経営のため、住所が変わりますと登記簿、銀行関係、帳簿類一式等、全て変更にお金、時間がかかります。新しく会社を立ち上げる方が楽な程です。『町』っていらいますか。この辺は工場、畑が大半で今のままで十分です。
2 2	「伏見区」→「南区」の変更をせず、現状の伏見区を残すことはできませんか。明治維新の原点である「鳥羽・伏見の戦い」に敬意を表して、伏見区を残したい。

2 3	上鳥羽八王神町で会社を運営しております。会社を長年、経営しておりますので町名などが変わると大変、経費がかかることになります。区画のラインを八王神町のままにさせていただきたく思い、意見させていただきます。コロナなど大変なことが続く中、少しでも会社存続のため、よろしく願いいたします。
2 4	町田を「ちょうだ」と読めない方が多数。変更されるのであれば、「まちだ」と改めてはいかがでしょうか。
2 5	ゴム印、請求書発送用封筒等の訂正が必要となり、経費を圧迫させ、経営に支障をきたすため、現在の町名が良い。
2 6	変更する必要があるのでしょうか。使い慣れているのが良いと思います。町がつくだけで変更前と住所が違うと何かあったとき、役所等に何か言われそうな気がする。
2 7	正直、町名が変わるのは手続きが大変なので面倒。やめて欲しい。町名変わらなくても今まで通りにしといて欲しい。高齢の方も多いので町名変更すると混乱が生じると思う。町名変更することにより住所変更の手続きが大変。そのために住民票をとったり、あちこちいったりの手続きを誰がすると思うのですか。コストもそれなりにかかります。どれだけの手間がかかると思えますか。よく考えてください。町名をかえて、それに伴う住所変更手続きは多くあります。やめてほしいです。本当に必要なのかよく検討してください。お願いします。
2 8	やはり慣れ親しんで長期の間、使った町名に愛着があり、変更はしないでいただきたい。
2 9	町名が変わる場所で店をやっています。経営の経費の面でいうと名刺などの印刷物、住所のハンコ等、またホームページ等の書き換え、取引先への連絡等の手間がかかります。厳しいコロナ禍の今、いらぬ出費は控えたいというのが正直なところです。住所が変わる事業所には支援給付を考えていただきたいと思います。
3 0	現在は町が付いていない状態ですが変更後（町）が付きます。色々な手続きが必要になってくるので、できればそのままにして頂きたいです。必要な手続き（登録）など費用はどうなりますか。法人です。
3 1	清井公園に面しているのに町名変更になるのは納得できない。清井町という町名が気に入ってこの場所を購入しているのに町名変更はして欲しくない。
3 2	今更、住所変更は大変すぎて迷惑です。何から何まで全て変更しなければならないので反対します。その大変さ、お分かりでしょうか。
3 3	取引上の書類、戸籍等（その他住所印鑑など）全部、変更しなければならないのですか。作業が必要になるのなら、大変、困ります。そんなに簡単なことではありません。現状でお願いします。絶対に変更しないでください。

3 4	上鳥羽塔ノ森東向町にて事業を行っております。事業を行っている以上、現住所等が変更されることは様々な手続きが発生することから、本町名町界変更については認めることができません。コロナの影響もあり、更なる費用負担発生を危惧し、本案は「反対」とさせていただきます。
3 5	何十年も住んだ場所で慣れ親しんだ住所が今更、急に変わるの嫌です。町名が変わった場所に住む人だけが色々な事に対しての住所変更の手続きをする負担がかかるのは不公平です。町名を変えるのは何のためですか。町界変更だけで十分じゃないですか。
3 6	町名変更されるという事ですが、この辺りは企業が多く、住所地名変更という事になれば、一般家庭と比べて手間及び経費がかさんでいます。現在、食品製造業を営んでおりますので、販売している商品を入れております印刷袋の住所表示変更にかなり経費がかかります。使用しております印刷袋は現在約 35 種類ほどあります。改版費用が 1 点（1 版）約 20,000 円ほどかかりますので、全部で約 700,000 円ほどかかります。コロナで不景気な中、そんな金額はとても捻出しようがありません。補助金などいただけるのであれば話は変わりますが町名変更などやめていただきたく思います。印刷袋以外にも外箱や他の印刷物もありますので実際にはもっと経費がかかります。
3 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上鳥羽山ノ本町の町名及び番地の変更の必要性は無いのでは。長年、使っていた町名番地の変更する事により、届出や案内などの費用、時間の浪費が発生しますので今まで通りの町名番地で良いのではないのでしょうか。</li> <li>・敷地面積の確定面積の登記簿の変更が済まされているのか。</li> <li>・町名町界地番変更について、これだけの説明だけでわざわざ意見をと言われても、書きようがありません。何か思惑があるのかと勘ぐってしまいます。この変更によってどのような影響があるのか、公的機関、民間の関係各所への変更届や確認作業が必要になるのか、また、誰が手続きするのか、他にどのような手続きが必要になるのか、具体的に説明していただきたい。</li> </ul>
3 8	該当地に事業所を構える企業にとりましては今回の変更に伴い、取引先への案内や名刺、事務用品の再作成などの実損に加え、中長期的には郵便物の誤配送による実務への影響も懸念されます。従業員個人も含めた各種登録の変更手続き等、無用の手間も発生することになり、実損も含めて百害あって一利無しというのが率直な意見です。ましてや周辺の区画が全く変わらないのに町名・地番のみが変更になる区域も多く、特にそのような地域は本当に変更が必要なのか疑問を抱かざるをえません。行政側は町名・地番が一定の法則に則している方が管理しやすいことは良くわかりますし、区画整理のタイミングで行うことも理解しますが、それに伴う民間の実損や手間暇を考えたうえで変更は必要最低限にとどめるべく最大の配慮をしていたかねば、民間の賛同は得られないと思います。本当に市民の理解と協力を得たいとお考えであれば、再考いただくべきと考えます。

39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理は必要なのか。</li> <li>・住所変更に伴う経費負担（判子や帳票等の変更）や手続きに伴う作業負担を感じる。コロナ等の関係もあり、経費を少しでも減らしたい。補助金や助成金について要望する。</li> </ul>
40	<p>住所が変わらない所は地番を変える必要性はない。新住所になるところだけ、地番を変えるべき。地番が勝手に変更される場合、区役所等に届けている書類は自動的に変わるのか。個人で変更するのも不明。変更区域の全ての住民が変更手続きするのは混雑し、大変、尚且つ平日にしか手続きできないため、仕事を休むことになる。地番が変わることによって、公的書類、会社関係、ネット関係、クレジット関係等、個人が登録した所、全ての変更はすごく面倒ですし、高齢者が手続き出来るとは思えない。意見を求めた後、HPにUPするという事ですがこの書類は直接、ポストに入れられたのにまとめた意見はHPにとするのはおかしくないですか。意見を求める書類を直接ポストに入れたのなら、まとめた意見もポストに入れるべきです。70歳以上の高齢者全てがHPを見れるとは思えないですし、根本的に住所が変わらないところまで地番を変える意味が分かりませんのですべての地番変更には反対です。</p>
41	<p>本当に迷惑なことです。登記、パスポート、銀行、保険など数えきれないほど変更しなければならない。変更費用はどうするのか。迷惑です。</p>
42	<p>添付しております赤斜線のエリア内に事業所を置いております。赤斜線エリアの会社様などは、「火打形町」で登記しておられる所が多く、弊所も火打形町で登記しています。</p> <p>今回の町名町界変更についてですが、私共は「火打形町」という町名に愛着を抱いておりますこと、他社様も火打形町登記が多いこと、また、（案）では火打形町⇔火打形公園であることから、添付地図の赤斜線エリアを火打形町としていただけますでしょうか。是非、宜しくお願い致します。</p>
43	<p>反対です。なれ親しんだ町名ですし、不便を感じた事ありません。それに変更するなら公平に南・北だけでなく、中とか岩ノ本町全部にするべきです。反対です。</p>
44	<p>町名変更がない地域で地番まで変更することが本当に必要なのか。変更することによって、住民にどれだけの労力をかけることになるのか理解しているのか。また、このような意見を聞き、変更反対が多数となっても、変更するのであれば費用の無駄づかいにはほかならない。ホームページで公表するといっているが自分たちの都合の良いようにいくらでも細工できる。30年以上も使い続け、あらゆる手続きに使用しているどう思っているのか。自分がその立場になって考えてください。</p>

4 5	境界等が変わることにより、きれいに住みやすい街に造り替えるとのことですがその後、住所が変わる事による諸手続きのことを思うとどちらの利点が多いのでしょうか。広い目で見ないといけないのでしょうか、今現在、何も困っていない者にとって、迷惑でしかありません。もっと、納得のいく理由をあげていただかない限り変更には反対します。
4 6	南村山町に在住しているものになります。旧来より中山稻荷線以南を南町南、以北を南町北と称します。願わくば、町名変更にて鍋ヶ淵町に改訂いただければ幸いです。

【問合せに関すること】※重複している意見及び個人の特定につながる意見は省略しております。

1	上鳥羽戒光町の町内会名称＝「戒光南町内会」、上鳥羽戒光の町内会名称＝「戒光町内会」今後、町名変更により、上鳥羽戒光が上鳥羽南戒光町に変更すると上鳥羽南戒光町＝「戒光町内会」、上鳥羽戒光町＝「戒光南町内会」となるので、町内会の名称について南区役所まちづくり推進担当と協議をして欲しい。
2	登記の変更については、職権で変更してもらえるのか。
3	住所が変わらなくても地番は変わるのか。
4	住所が変わることに伴い、区も伏見区から南区に変わるのか。住所が変わることに伴い、行政関係についてどのような手続きが必要かどうか教えて欲しい。
5	仕事上必要な印刷物の変更等各種変更手続きにかかる費用は個人負担となるのか。
6	ハンコ等を一新しないといけないので、町名・町界の変更はいつになるか教えてほしい。
7	町名・地番が変更することに伴い、社印や印刷物、HP 等の変更が必要となり、費用も負担が大きくなるが、行政として費用負担はしてもらえるのか。
8	最近、伏見区から南区に会社を移転した矢先にコロナが流行し、行政からの各種助成を受けて、何とか事業を行っている所に今回のチラシを拝見し、心臓がひっくり返りそうになった。この土地が区画整理事業施行中の土地である事など知らなかった。住所変更に伴う費用負担について行政でもらえるのか教えて欲しい。
9	ポストに周知チラシの入った封筒が投函されていたがポストから封筒がはみ出していたため、ポストの投函口から雨水がポストの中に入り、ポストの中が水浸しになっていた。
1 0	今回の町名・町界変更に伴って町名の名称に「～町」が付されるようであるが、何か理由があるのか。
1 1	現在、上鳥羽石橋町に事業所を置いているが、変更案では、上鳥羽岩ノ本町に変更になる。いつから変更になるのか。法人登記を変更する必要があるのか。

1 2	登記や本籍なども変更が必要ですか。
1 3	住居表示も変わるのか。いつ頃確定するのか。
1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所が変わる事について地権者と賃借人とそれぞれお知らせがいくのか教えて欲しい。</li> <li>・住所変更に伴う費用負担について京都市にお願いしたい。</li> </ul>
1 5	地図が分かりづらいので目印をもっと欲しい。
1 6	変更後の町名地番が確定したら早急に内容を居住者や事業所に教えて欲しい。業務上、得意先に対して連絡等も必要なため、早くして欲しい。
1 7	事業の許認可に地番が必要であり、変更になる場合は公的に使える通知や書面をお願いします。
1 8	事業所を地区内に構えているが、土地については借地している。このような場合、何か手続きは必要になってくるのか。
1 9	会社の住所が変わることによって各変更手続き等はどのようになるのでしょうか。ホームページから名刺、ゴム印など様々な変更が必要となります。これらに対し、援助いただけるのでしょうか。
2 0	住所変更に伴う費用は誰が負担するんですか。教えてください。
2 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシに添付してある意見募集用紙は必ず返送する必要があるのか。</li> <li>・変更後の住所についてはお知らせが来るのか。</li> </ul>
2 2	町名町界変更よりも基本原則の重要性があると思います。違ったことを直すのをどうするのか。
2 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当方は法人への保留地売却にあたり仲介にあたったものであるが、今回の変更の際に、各種手続きに対して行政の補助はないのか。</li> <li>・保留地の境界確定を改めて行う際等に、近隣の保留地地権者と連絡を取りたい場合は、どうすればよいか。</li> </ul>
2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換地処分の実施時期はいつになるのか。</li> <li>・平成30年9月に区画整理に関するお知らせをいただいておりますが、それには今後の予定が記載されているが、事業の流れはこのままで、実施時期だけが変更されているという認識でよいか。</li> </ul>
2 5	周知されたチラシを見たが、新しい町名がどこになるか分からないので教えて欲しい。住所変更についてどのように知らされるのか、どのような手続きが必要になるか教えて欲しい。
2 6	登記に関する費用は要らないようにしてほしい。



令和 2 年 9 月 23 日

京都市 建設局 都市整備部 市街地整備課

上鳥羽南部地区土地区画整理事業の完了（換地処分）に伴う  
町名町界地番変更に係る一般的な御質問に対する回答  
（令和 2 年 9 月 23 日公表分）

番号	質 問	回 答
No.1	町名地番変更による手続きは、何が必要ですか	<p>町名，地番の変更により，京都市・登記所が手続きを行い，変更するものと，皆様にお願ひするものがあり，主な手続きは別紙のとおりです。</p> <p>【別紙 主な手続きの御案内】</p> <p>また，詳細につきましては，令和 4 年度に手続きの御案内に関するパンフレットを送付する予定をしております。</p>
No.2	町名や地番を変更する必要があるのですか	<p>現在の町界は，事業前の田畑の畦道や水路により定められたものですが，土地区画整理事業により新たに道路や宅地が整備され，土地の形状が変更されたことにより，従来の町界が，大変分かりにくくなっています。また，地番につきましても，土地の再配置を行っていることにより，順序よく整理された番号になっていないため，町ごとに地番を振り直すことが必要となります。</p> <p>変更当初は，大変お手数をお掛けすることになりますが，変更後は，町界が明確になり，地番も順序よく振られた地図に書き換えられることで，位置を特定しやすくなり市民生活等の利便性が向上されることとなります。</p>

No.3	町名が変わらないのであれば、地番を変更する必要がないのではないかと	地番は、本来、その土地を特定するために付けられる番号であり、町ごとに土地の位置が分かりやすいようにする必要があります。 現在は、地番が順番に並んでいない等位置が特定しにくい状況になっておりますので、市民生活の利便性等を向上させることを目的として、町の西北隅を起点とし、各街区の西北隅より右回りに、連続する地番を定めることとしております。
No.4	町名が変わらない場合、住所はそのままですか	町名が変わらない場合でも、 <u>地番は全て変更になりますので、地区にお住まいの全ての皆様が各種の住所変更手続きの対象者となります。</u>
No.5	町名に『町』を付す理由は何ですか	元々『町』が付されていない地域は人が住んでいない場所とされていましたが、土地区画整理事業や宅地開発等により、宅地に整備された場合におきましては、従来から『町』を付すこととしております。
No.6	飛び地となっており、周辺の町名と違う町名となっているが、それはそのままですか	飛び地についても新しい町名地番となるので、住所が変更になります。行政区についても変更後の住所を所管している区に変更になります。
No.7	いつから新しい町名町界地番になるのですか	市会の議決を経たのち、令和4年度に町名地番変更通知によりお知らせします。この通知は変更が実施される2箇月前までに送付します。なお、詳細な日程につきましては別途お知らせします。

No.8	新型コロナウイルスが感染拡大している中で事業を実施する理由について教えて欲しい	<p>上鳥羽南部地区は、昭和47年3月の事業計画決定以降、事業を進めてまいりましたが、この度、工事が全て完了したことから、令和4年度の換地処分に向けて、現在、準備を進めております。土地区画整理の法律では、工事が完了した場合は、遅滞なく換地処分を行うこととされており、町名町界変更につきましても、換地処分と同時にその効力が発生するようにしなければならないと規定されております。</p> <p>※換地処分とは  登記簿上の区画整理前にあった権利関係を、区画整理後の土地に移行させるための手続きです。</p>
No.9	住所変更に関する費用について、市の補助制度はあるのですか	町名が変更された場合、名札、表札、看板等の書き換えや届出等に要する費用についての市の補助等はございません。
No.10	住所変更手続きに際して、必要な書類を無料で発行できないのですか	住所変更等の手続きに使用していただく「町名地番変更証明書」は無料で発行します。この証明書は令和4年度に郵送する予定であり、こちらを提示することで各種の手続きをすることが可能です。

No.11	換地処分後の土地の権利証書 (登記識別情報) について	オンライン申請の導入により、権利証 (登記済証) は廃止され、その代わりに 登記識別情報が通知されることとなっ ています。今回の換地処分による 登記簿の表題部の書換えについては、 登記識別情報が通知されませんので、 現在お持ちの権利証書(登記識別情 報) がそのまま有効ですから、大切に 管理してください。ただし、2筆以上 の土地が1筆として換地されている 土地(合併換地) については、後日、 登記識別情報を事業施行者(京都市) から各権利者にお送りしますので、大 切に保管してください。
No.12	車庫証明の変更について	保管場所の住所変更に伴い、改めて届 出いただく必要はありません。
No.13	賃貸契約書の変更について	アパートなどの賃貸契約の住所変更 に伴う手続きについては職権で行う ことができないので契約の相手方と 御相談のうえ、別途、手続き等願い します。
No.14	パスポートの変更について	お持ちのパスポートの所持人記入欄 の現住所に二重線を引き上下の余白 に変更後の住所を御自身で記入して 御使用ください。
No.15	水道、電気、ガスの住所変更 手続きはどうしたら良いか	水道の住所変更手続きは必要ありま せん。関西電力(株)、大阪ガス(株) を利用されている方につきましては、 手続きが不要となるよう関係機関と 協議していきます。

<p>No.16</p>	<p>住所変更に伴う作業負担や費用負担について納得することができません。</p>	<p>今回の「町名町界地番の変更」は土地区画整理事業により新たに道路や宅地が整備されたことで、定めていた水路や畦道が消滅したことにより、従来の町界が不明瞭な状態になっていることや、地番につきましても、土地の再配置を行っていることにより、順序よく整理された番号になっていないため、町ごとに地番を振り直すために行うものになります。</p> <p>町名町界地番の変更が実施されますと、訪問される方が目的地を容易に探すことができたり、郵便物や宅配物の誤配・遅配が少なくなったり、救急・消防・警察などの緊急車両がより早く現場へ急行できるようになるなど、生活の利便性の向上にもつながります。</p> <p>町名町界地番の変更の効果を十分に発揮させるためには、住民の皆様、事業所の皆様の御協力が必要不可欠でありますので、事業の趣旨を御理解いただき、御協力をいただきますようお願いいたします。</p>
--------------	--	--

【お住まいの皆様に関する手続き】
京都市が職権で変更するもの（主なもの）
①住民票
②印鑑登録の住所
③戸籍の本籍地
④市・府民税（個人），固定資産税（土地・家屋，償却資産），軽自動車税の住所
⑤国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証
⑥国民年金加入者の住所
⑦厚生年金，国民年金の受給者の住所
⑧介護保険被保険者証
⑨不動産登記（土地・建物）の表題部（所在・地目・地積・家屋番号）
⑩郵便局への住所変更（郵便番号含む）
⑪水道使用者の住所
皆様にお願ひするもの（主なもの）
①自動車免許証の住所 警察署または運転免許試験場，京都駅前運転免許更新センターで変更手続を行う。 （手数料は無料）
②住民基本台帳カード（写真入り），マイナンバーカード（個人番号カード）の住所
③自動車検査証の所有者・使用者の住所 京都運輸支局，軽自動車検査協会に変更手続を行う。
④不動産登記事項証明書（所有者欄）の住所 管轄の登記所（法務局）で住所変更の登記申請を行う必要がある。 登録免許税は非課税になる。
⑤IP（光）電話等，携帯電話会社，金融機関及びクレジット会社等への住所変更
⑥勤務先の住所変更
【法人の皆様に関する手続き】
京都市が職権で変更するもの（主なもの）
①法人市民税，固定資産税（土地・家屋，償却資産），軽自動車税の住所
②不動産登記（土地・建物）の表題部（所在・地目・地積・家屋番号）
③水道使用者の住所
皆様にお願ひするもの（主なもの）
①自動車検査証の所有者・使用者の住所 京都運輸支局，軽自動車検査協会に変更手続を行う。
②不動産登記事項証明書（所有者欄）の住所 管轄の登記所（法務局）で住所変更の登記申請を行う必要がある。 登録免許税は非課税になる。
③法人登記の本店・支店の所在地，役員の住所 管轄の登記所（法務局）で住所変更の登記申請を行う必要がある。 登録免許税は非課税になる。
④IP（光）電話等，携帯電話会社，金融機関及びクレジット会社等への住所変更
⑤各種営業許可等の住所変更

※電気，ガス，NTT西日本等については現在，調整中です。